・ 大学におけるスポーツ活動には，大学の教育課程としての体育授業，学問体系としてのスポーツ科学及び課外活動等の側面があり，全ての学生がスポーツの価値を理解することは，大学の活性化やスポーツを通じた社会発展につながる。
・ 大学のスポーツ資源（学生，指導者，研究者，施設等）の活用は，国民の健康増進や障害者スポーツの振興に資するとともに，経済・地域の活性化の起爆剤となり得る。また，「みる」スポーツとしても潜在力がある。
・ 指導者やボランティアの育成，アスリートのキャリア形成支援など，大学は質の高いスポーツ人材の育成に重要な役割を担っている。
・ より多くの学生がスポーツに取り組む環境を整備することが必要である。
・ 一方，各大学においてスポーツの振興に係る体制が不十分な場合が多く，また，大学スポーツ全体を統括し，その発展を戦略的に検討する組織がない。

［具体的施策］

ア 国は，大学関係団体と連携し，大学スポーツの重要性について大学トップ層を始め，広く大学関係者全体の理解を促進することにより，大学スポーツ振興の機運を醸成する。また，大学は，国の当該取組を受けて，教職員，学生及び卒業生等の理解を醸成するとともに，大学の規模やミッションに応じて大学における体育活動やスポーツに係る研究を充実する。

イ 国は，大学におけるスポーツ分野を戦略的かつ一体的に管理・統括する部局の設置や人材の配置を支援することにより，大学スポーツやそれらを通じた大学全体の振興を図るための体制整備を促進する。（大学スポーツアドミニストレーターを配する大学：目標 100 大学）

ウ 国は，①学生アスリートのキャリア形成支援・学修支援，②大学スポーツを通じた地域貢献，③障害者スポーツを含めたスポーツ教育・研究の推進，④スポーツボランティアの育成，⑤大学スポーツの振興のための資金調達力の向上等の大学スポーツの振興に係る先進事例を支援することなどにより，大学の積極的な取組を推進する。

エ 国は，大学及び学生競技連盟等を中心とした大学横断的かつ競技横断的統括組織（日本版ＮＣＡＡ）の創設を支援することにより，大学スポーツ振興に向けた国内体制の構築を図る。

２　スポーツを通じた活力があり絆の強い社会の実現

【政策目標】

社会の課題解決にスポーツを通じたアプローチが有効であることを踏まえ，スポーツを通じた共生社会等の実現，経済・地域の活性化，国際貢献に積極的に取り組む。

（１）スポーツを通じた共生社会等の実現

① 障害者スポーツの振興等

［施策目標］

障害者をはじめ配慮が必要な多様な人々が，スポーツを通じて社会参画することができるよう，社会全体で積極的に環境を整備することにより，人々の意識が変わり（心のバリアフリー），共生社会が実現されることを目指す。

このため，障害者が健常者と同様にスポーツに親しめる環境を整備することにより，障害者の週１回以上のスポーツ実施率を 40%程度（若年層（７～19 歳）は 50%程度）とすることを目指す。

［現状と課題］

・ 障害者（成人）の週１回以上のスポーツ実施率は 19.2%（若年層（７～19 歳）は 31.5%）である。（平成 27 年度現在）
・ 地方公共団体において，障害者スポーツの推進体制は十分でない。
・ 障害者が専用又は優先的に使用できるスポーツ施設は 114 カ所にとどまり（平成 24 年度現在），中には車椅子での施設利用等を拒否されるケースもある。
・ 障害者がスポーツを行うには周囲のサポートが不可欠であるが，障害者スポーツ指導者やボランティアの数は十分でない。
・ 特別支援学校では運動部活動への参加の機会が限られていたり，小中高等学校に在籍している障害児の体育の授業が見学にとどまることもあるなど，学校における障害児のスポーツ環境は十分でない。
・ 障害者の社会復帰・社会参画のためには身体能力の向上が不可欠であるが，中途障害者がスポーツに出会う場やスポーツを親しむ場は十分でない。
・ 障害者スポーツ団体は，事務局体制や運営資金等活動の基盤が極めて脆弱である。

［具体的施策］

ア 国は，障害者スポーツの推進体制を構築するための実践研究の成果等を活用し，地方公共団体において，障害者スポーツの所管をスポーツ担当部局に一元化することを含め，スポーツ関係部局・団体等と障害福祉部局・団体との連携・協働体制の構築を促進することにより，障害者スポーツを総合的に振興する体制の整備を推進する。

イ 国は，先進事例の情報提供等を通じて，地方公共団体，学校，スポーツ団体，医療機関及び障害者福祉団体等による連携・協働体制を整備することにより，障害者の幼少期から高齢期を通じニーズや意欲に合ったスポーツ機会を提供する。